

横浜市独自

出産費用助成金

出産育児一時金
50万円に上乗せ

出産費用
プラス
助成

最大
9
万円

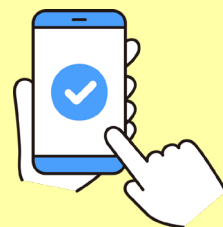
あんしんを
上乗せします。

助成金の申請は

パマトコ
YOKOHAMA

カンタン手続き！

パマトコは、横浜の子育てのすべてが
集約された横浜市の公式アプリです。
子育てに関する手続きがスマホで完結！



申請ページは
こちらから



アプリ版は、iOS/Androidの
各アプリストアからダウンロード



Download on the
App Store



GET IT ON
Google Play

※ パマトコの利用にはユーザー登録が必要です。

助成金制度の詳細は、裏面をご覧ください。

この助成金を受け取れる方（支給対象者）

以下のすべてを満たす方

- ① 令和 7年 4月 1日以降に出産した方
(妊娠 85日以上)の死産・流産を含む)

※令和 6年 4月以降に出産した方も出産から 1年間は申請可能

- ② 出産した日から申請日時点まで
横浜市内に住民登録がある方
- ③ 健康保険に加入されている方

ご注意ください

出産費用助成金の申請は

出産した
本人のみ

出産した(後)

配偶者やパートナー、ご家族
の方は、申請できません。

個別にご事情がある場合は、
コールセンターまでお問合せください。



申請時点で、まだ出産されて
いない方は申請できません。

助 成 額

出産したお子さま 1人につき、最大 **9万円**

支給対象者が加入する健康保険組合から出産育児一時金の付加給付が支給される場合には、
9万円からその額を差し引いて支給します。

付加給付額を差し引くって、どういうことですか？

- 付加給付とは、支給対象者が加入する健康保険組合から出産育児一時金に加えて、
独自に支給される付加的な給付金のことです。

* 例えば、加入する健康保険組合で 1 人の出産につき 2 万円の付加給付が支給される場合

横浜市からは **9万円** - **2万円** = **7万円** を支給します。
(助成金) (付加給付額)

〔 双子など出産したお子さまが複数いらっしゃる場合は、人数分の付加給付額を差し引いて支給します。
例) (9万円×2人) - (2万円×2人) = 14万円 〕

申請の際にご用意ください

パマトコで申請する際には、以下の書類を撮影し添付してください。

- ① 母子健康手帳の表紙

死産・流産を事由に申請する場合は、死産・流産の事実を確認できる書類も添付してください。

- ② 加入する健康保険が確認できる書類

保険者番号を確認しています。被保険者等に附番される記号・番号ではありませんので、ご注意ください。

- ③ 銀行口座の情報が確認できる書類

支店名、口座番号、口座名義人（カナ名義）が確認できるページを添付してください。

